

## 高知リハビリテーション専門職大学研究倫理指針

### (目的)

- 1 高知リハビリテーション専門職大学（以下「本学」という。）にて行われる研究が、「ヘルシンキ宣言」及び「国が策定した指針等」の趣旨に沿って、人間の尊厳及び人権が守られ、社会的及び学術的意義を有し、社会からの信頼を得て適正に行われるため、遂行において求められる研究及び倫理規範を定める。

### (適用)

- 2 役員，教職員及びその他本学に在学又は在籍して研究に従事する者（以下「研究者」という。）すべてに適用する。

### (研究者の基本的責務)

- 3 研究者は、研究の遂行にあたって、以下の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 研究対象者の生命，健康及び人権を尊重して研究を実施しなければならない。
  - (2) 研究対象者及び関係者からの相談，問合せ等へは誠実に対応しなければならない。
  - (3) 国際的に認められた条約や規約，国内の法令並びに本学で定めている規程類，その他所属する学会で定めるガイドライン等を遵守し適正に行わなければならない。
  - (4) 研究の倫理的妥当性及び科学的合理性が確保されるよう，適切な研究計画書を作成しなければならない。
  - (5) 研究計画が本指針等に適合しているか，審査や承認を要するものであるか否かは、自らにおいて確認し，必要と判断した場合は速やかに申し出なければならない。
  - (6) 研究に先立ち，研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育や研修を受けなければならない。
  - (7) 相互に独立した対等の研究者として，互いの学問的立場を尊重しなければならない。

### (インフォームド・コンセント)

- 4 研究者は、思想信条，心身の状況，財産状況等の個人に関する情報及びデータの提供を受けて研究を行う場合は，提供者である研究対象者及びその保護者あるいは法律上の権限を有する代理人（以下「研究協力者」という。）に対して，あらかじめ下記の事項を説明し，原則として文書で確認しなければならない。

- (1) 研究の目的と意義
- (2) 情報・データの収集方法，利用方法
- (3) 研究協力者が協力することで被る可能性のある不利益事項
- (4) 協力の中止または同意の撤回ができること
- (5) 提供を受けた結果を研究成果として公表する場合はその承諾

- 5 前項により同意を得た場合において，研究協力者から同意の取り消し等の申出がなされたときは，これに応じなければならない。

- 6 前2項は，協力者が組織，団体等からの場合についても同様とする。

(資料・データ等の適切な方法による収集・管理)

- 7 研究者は、適法かつ公正で、学問的及び一般的に妥当と考えられる方法により研究データを収集しなければならない
- 8 研究者は、収集したデータを研究データの保存期間等に関する内規に基づき適正に保存と管理をしなければならない。

(個人情報の保護)

- 9 研究者は、研究協力者に関して職務上知りえた個人情報を本人の承諾なくして他に漏らしてはならない。研究の実施に携わらなくなった後も同様とする。
- 10 研究者は、研究活動上に必要な個人情報の収集や管理を外部に委託する場合は、委託先との間で安全管理の方法等をあらかじめ確認し、個人情報保護の徹底を義務付けなければならない。

(他者の業績評価における留意事項)

- 11 研究者は、他の研究者の業績評価に関わるときは評価基準等に従うとともに、公正に評価しなければならない。
- 12 研究者は、他の研究者の業績評価において知りえた情報を自己又は第三者の利益のために不正に利用したり、他に漏らしてはならない。

(大学の責務)

- 13 大学は、研究者が高い倫理性を保持できるよう、必要な啓発及び研究倫理教育を実施しなければならない。
- 14 大学は、研究者相互のアカデミックコミュニケーション促進のために、風通しのよい教職員コミュニティを創らなければならない。

(研究倫理委員会の設置)

- 15 本指針の運用に関する事項の審議及び違反行為に関する事実関係の確認を行う必要が生じた場合、学校法人高知学園高知リハビリテーション専門職大学研究倫理委員会を設置する。
- 16 委員会に関する事項は別に定める。

(本指針に違反する行為への対応)

- 17 項目15で設置される委員会において、本指針に違反し研究活動上の不正行為に該当し、本調査を行う必要があると判断した場合、委員長は学校法人高知学園高知リハビリテーション専門職大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程で定める最高管理責任者に報告を行う。
- 18 前項による本調査及びそれ以降の手順については、学校法人高知学園高知リハビリテーション専門職大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程に規定する方法によるものとする。

(事務)

- 19 この規程に関する事務は、事務局庶務課が行う。

(雑則)

- 20 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、令和元年9月30日から施行する。